

京 都 大 学 本 部 事 務 分 掌 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第2章 総務部 (総務課)</p> <p>第2条 総務課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(8) (略) (9) 京都大学教育研究振興財団との連絡調整に関する<u>こと。</u> (10) <u>本学における各種リスクの分析及び管理に関すること。</u> (11) <u>本学の危機管理関係規則、行動計画等の策定に関すること。</u> (12) <u>その他の部、課及び室の所掌に属しない事務</u>を処理すること。 (中 略) (産官学連携課)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>第8章 監査担当事務室 (監査担当事務室)</p> <p>第28条 監査担当事務室においては、次の事務をつかさどる。 (1) 内部監査に関すること。 (2) 監事監査の支援に関すること。 (3) 公益通報に関すること。</p> <p>第9章 その他</p> <p>第29条 第2条から前条までに定める事務組織における事務の分掌は、当該事務を掌理する部長又は監査担当事務室長が定める。</p>	<p>第2章 総務部 (総務課)</p> <p>第2条 } (同 左) (1)～(8) } (9) 京都大学教育研究振興財団との連絡調整に関する<u>こと。</u></p> <p>(10) <u>その他の部、課及び室の所掌に属しない事務</u>を処理すること。</p> <p>(産官学連携課)</p> <p>第27条 (同 左)</p> <p>第8章 <u>プロポストオフィス</u> (<u>プロポストオフィス</u>)</p> <p>第28条 <u>プロポストオフィスにおいては、次の事務をつかさどる。</u> (1) <u>プロポストが行う業務に係る必要な企画立案、連絡調整その他の支援に関すること。</u> (2) <u>戦略調整会議に関すること。</u></p> <p>第9章 監査担当事務室 (監査担当事務室)</p> <p>第29条 } (同 左) (1) } (2) } (3) }</p> <p>第10章 その他</p> <p>第30条 第2条から前条までに定める事務組織における事務の分掌は、当該事務を掌理する部長、<u>プロポストオフィス室長</u>又は監査担当事務室長が定める。</p> <p>附 則 この規程は、平成29年10月1日から施行する。</p>